

定義・責務規定

1 3 - 3

神戸市個人情報保護条例 (H10.4月施行、一部改正 H16.6月施行)	
定義	(定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
個人情報	(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別されうるものをいう。ただし、法人その他の団体に関して記録されている情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。
実施機関	(2) 実施機関 市長、議会の議長、公営企業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
事業者	(3) 事業者 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）及び事業を営む個人をいう。
電子計算機処理	(4) 電子計算機処理 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去若しくは出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、もっぱら文章を作成し、又は文書若しくは図画の内容を記録するための処理その他規則で定める処理を除く。
本人	(5) 本人 個人情報から識別され、又は識別されうる当該個人をいう。
公文書	(6) 公文書 神戸市情報公開条例（平成 13 年 7 月条例第 29 号。以下「情報公開条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する公文書をいう。
実施機関の責務 事業者の責務 市民の責務	(実施機関の責務) 第 3 条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護の重要性について、事業者及び市民の意識の啓発に努めなければならない。 2 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。 (事業者の責務) 第 4 条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害を防止するために必要な措置を講ずるように努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。 (市民の責務) 第 5 条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報を適切に取り扱い、他人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。